

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-B-18-0006_改0
提出年月日	2021年7月27日

VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画

原子炉冷却系統施設

02 ③ VI-1-10-4 R1

2021年7月

東北電力株式会社

## 1. 概要

本資料は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づく設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

## 2. 基本方針

女川原子力発電所第 2 号機における設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に示した設計の段階ごとに，組織内外の相互関係，進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として，組織内外の相互関係，進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について説明する。

## 3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に基づき実施した，女川原子力発電所第 2 号機における設計の実績，工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-1 により示す。

また，適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績について、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の様式-9 により示す。

本設工認に係る設計の実績， 工事及び検査の計画

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類	
		◎：主担当 ○：関連						
		本店	発電所	供給者				
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	—	—
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	—	・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・安全審査指針 ・技術基準規則 ・旧技術基準規則	・様式—2	・工事計画認可申請に係る品証様式 および基本設計方針の個別レビュー要領「品証様式のチェックシート」
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計1）	◎	—	—	・様式—2 ・技術基準規則	・様式—3 ・様式—4	・工事計画認可申請に係る品証様式 および基本設計方針の個別レビュー要領「品証様式のチェックシート」
						・様式—2 ・様式—4 ・実用炉規則別表第二 ・技術基準規則	・様式—5	
						・設置変更許可申請書 ・設置許可基準規則 ・技術基準規則	・様式—6 ・様式—7	
						・基本設計方針	・様式—5	
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	◎	—	—	・様式—2 ・様式—5 ・基本設計方針	・様式—8の「設工認設計結果（要目表／設計方針）」欄	—
		1. 設計に係る解析業務の管理	◎	—	○	・仕様書	・業務報告書	—
		2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計	◎	—	—	・様式—5 ・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料 ・適用規格	・耐震性に関する説明書	—
		3. 急傾斜地の崩壊の防止に関する設計	◎	—	—	・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」	—	—
4. 地震による損傷防止に関する設計								
4.1 耐震設計の基本方針	◎	—	—	・基本設計方針 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料	・耐震性に関する説明書	—		

各段階	プロセス (設計対象) 実績 : 3.3.1~3.3.3(5) 計画 : 3.4.1~3.7.2		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎ : 主担当 ○ : 関連					
			本店	発電所	供給者			
					・適用規格			
	4.2 基準地震動 S <sub>s</sub> , 弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> の概要	◎	—	—	・基本設計方針 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料	・耐震性に関する説明書	—	
	4.3 地盤の支持性能に係る基本方針	◎	—	—	・基本設計方針 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料	・耐震性に関する説明書	—	
	4.4 耐震設計を行う設備の抽出	◎	—	—	・様式-5 ・設置変更許可申請書	・耐震性に関する説明書	—	
	4.5 耐震設計方針の明確化	◎	—	—	・基本設計方針 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料 ・適用規格	・耐震性に関する説明書	—	
	4.6 耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震設計	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料 ・既工認 ・適用規格 ・業務報告書	・耐震性に関する説明書	・仕様書 ・解析業務チェックシート	
	4.7 設計用床応答曲線の作成	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料 ・業務報告書	・耐震性に関する説明書	・仕様書 ・解析業務チェックシート	
	4.8 申請設備の耐震設計	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可申請書 ・設置変更許可時の設計資料 ・既工認 ・適用規格 ・業務報告書	・耐震性に関する説明書	・仕様書 ・解析業務チェックシート	
	4.9 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震評価	◎	—	○	・基本設計方針 ・設備図書 ・設置変更許可申請書	・耐震性に関する説明書	・仕様書 ・解析業務チェックシート	

各段階	プロセス (設計対象) 実績 : 3. 3. 1~3. 3. 3(5) 計画 : 3. 4. 1~3. 7. 2		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎ : 主担当 ○ : 関連					
			本店	発電所	供給者			
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置変更許可時の設計資料</li> <li>・既工認</li> <li>・適用規格</li> <li>・業務報告書</li> </ul>		
	4.10 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・設置変更許可申請書</li> <li>・設置変更許可時の設計資料</li> <li>・適用規格</li> <li>・業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・解析業務チェックシート</li> </ul>	
	4.11 耐震設計の基本方針を準用して行う耐震評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・設置変更許可申請書</li> <li>・設置変更許可時の設計資料</li> <li>・適用規格</li> <li>・業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震性に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・解析業務チェックシート</li> </ul>	
	5. 津波による損傷防止設計	「浸水防護施設」参照			「浸水防護施設」参照	「浸水防護施設」参照	「浸水防護施設」参照	
	6. 自然現象等への配慮に関する設計							
	6.1 自然現象等への配慮に関する基本方針	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設置変更許可申請書</li> <li>・設置変更許可時の設計資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</li> </ul>	—	
	6.2 外部事象防護対象施設の範囲	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設置変更許可申請書</li> <li>・技術基準規則</li> <li>・「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</li> </ul>	—	
	6.3 竜巻	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・設置変更許可申請書</li> <li>・適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針機器</li> <li>・発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</li> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	—	
	6.4 火山の影響	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・設置変更許可申請書</li> <li>・適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</li> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	—	

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2		組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			インプット	アウトプット	他の記録類
			本店	発電所	供給者			
	6.5	外部火災	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>設置変更許可申請書</li> <li>設置変更許可時の設計資料</li> <li>業務報告書</li> <li>適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>解析業務チェックシート</li> </ul>
	7.	立ち入りの防止に係る設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設保安規定</li> </ul>
	8.	不法な侵入等の防止設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定</li> </ul>
	9.	火災による損傷の防止	「火災防護設備」参照			「火災防護設備」参照	「火災防護設備」参照	「火災防護設備」参照
	10.	溢水による損傷防止設計	「浸水防護施設」参照			「浸水防護施設」参照	「浸水防護施設」参照	「浸水防護施設」参照
	11.	健全性に係る設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式-5</li> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>「原子力安全委員会原子炉安全専門審査会報告書「タービンミサイル評価について」</li> <li>適用規格</li> <li>定期事業者検査要領書</li> <li>保全プログラム</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</li> <li>発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>解析業務チェックシート</li> </ul>
	12.	材料及び構造に係る設計						
	12.1	クラス機器及び支持構造物の強度評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式-5</li> <li>基本設計方針</li> <li>技術基準規則</li> <li>既工認</li> <li>通商産業省告示第501号</li> <li>設備図書</li> <li>「高圧ガス保安法」</li> <li>「消防法」</li> <li>適用規格</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書</li> <li>強度に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>解析業務チェックシート</li> </ul>
	12.2	竜巻への配慮が必要な施設の強度評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎：主担当 ○：関連					
			本店	発電所	供給者			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備図書</li> <li>・既工認</li> <li>・適用規格</li> <li>・業務報告書</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・解析業務チェックシート</li> </ul>	
	12.3 火山への配慮が必要な施設の強度評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・既工認</li> <li>・適用規格</li> <li>・業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・解析業務チェックシート</li> </ul>	
	12.4 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・適用規格</li> <li>・業務報告書</li> <li>・VI-1-10-13の「2. 耐津波設計」で定めた津波防護に関する施設の構造計画</li> <li>・VI-1-10-13の「3. 溢水防護に関する設計」で定めた溢水防護に関する施設の構造計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・解析業務チェックシート</li> </ul>	
	12.5 発電用火力設備の技術基準による強度評価	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」</li> <li>・「消防法」</li> <li>・業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・解析業務チェックシート</li> </ul>	
	12.6 非常用発電装置（可搬型）の強度評価	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	—	
	12.7 炉心支持構造物の強度評価	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・既工認</li> <li>・適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度に関する説明書</li> </ul>	—	
	13. 安全避難通路等に係る設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・「建築基準法」</li> <li>・「消防法」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全避難通路に関する説明書</li> <li>・安全避難通路を明示した図面</li> </ul>	—	
	14. 非常用照明に係る設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計方針</li> <li>・設備図書</li> <li>・「建築基準法」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用照明に関する説明書</li> <li>・非常用照明の取付箇所を明示した図面</li> </ul>	—	

各段階	プロセス (設計対象) 実績 : 3.3.1~3.3.3(5) 計画 : 3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎ : 主担当 ○ : 関連			インプット	アウトプット	他の記録類
		本店	発電所	供給者			
					・「消防法」		
	15. 安全弁等の設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>設置変更許可申請書</li> <li>既工認</li> <li>適用規格</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>機器の配置を明示した図面</li> <li>系統図</li> <li>構造図</li> <li>安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書</li> </ul>	・仕様書
	16. 内燃機関及びガスタービンの設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」</li> <li>「可搬型発電設備技術基準」</li> <li>適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</li> <li>強度に関する説明書</li> </ul>	—
	17. 電気設備の設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」</li> <li>「電気設備に関する技術基準を定める省令」</li> <li>「可搬型発電設備技術基準」</li> <li>適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常用電源設備の健全性に関する説明書</li> <li>非常用発電装置の出力の決定に関する説明書</li> </ul>	—
	18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計						
	18.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式-2</li> <li>様式-5</li> <li>基本設計方針</li> <li>設置変更許可申請書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能単位の系統図</li> <li>設定根拠の「(概要)」部分</li> </ul>	—
	18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉冷却材再循環設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉再循環系</li> </ul> </li> <li>② 原子炉冷却材の循環設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>主蒸気系</li> <li>復水給水系</li> </ul> </li> <li>③ 残留熱除去設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系</li> </ul> </li> <li>④ 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備</li> </ul>						



各段階	プロセス（設計対象）		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
	実績：3.3.1～3.3.3(5)		◎：主担当 ○：関連					
	計画：3.4.1～3.7.2		本店	発電所	供給者			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧炉心スプレイ系</li> <li>・ 高圧代替注水系</li> <li>・ 低圧代替注水系</li> <li>⑤ 原子炉冷却材補給設備</li> <li>・ 原子炉隔離時冷却系</li> <li>・ 補給水系</li> <li>⑥ 原子炉補機冷却設備</li> <li>・ 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）</li> <li>⑦ 原子炉冷却材浄化設備</li> <li>・ 原子炉冷却材浄化系</li> </ul>						
	18.2.1	兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能単位の系統図</li> <li>・ 設定根拠の「(概要)」部分</li> <li>・ 設備図書</li> <li>・ 基本設計方針</li> <li>・ 業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要目表</li> <li>・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>・ 機器の配置を明示した図面</li> <li>・ 主配管の配置を明示した図面</li> <li>・ 構造図</li> </ul>	・ 仕様書
	18.2.2	各機器固有の設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計方針</li> <li>・ 設置変更許可申請書</li> <li>・ 設置変更許可時の設計結果</li> <li>・ 設備図書</li> <li>・ 既工認の設計結果</li> <li>・ 業務報告書</li> <li>・ 適用規格</li> <li>・ VI-1-10-9の「2.1 非常用発電装置」において実施した設計結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書</li> <li>・ 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</li> <li>・ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書</li> </ul>	・ 仕様書
	18.3	機能を兼用する機器を含む原子炉冷却系統施設の系統図に関する取りまとめ	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式-2</li> <li>・ 様式-5</li> <li>・ 機能単位の系統図</li> </ul>	・ 原子炉冷却系統施設に係る系統図	—
	19.	地下水水位低下設備の設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計方針</li> <li>・ 設備図書</li> </ul>	・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	—
	20.	インターフェイスシステムLOCA発生時に用いる設備に係わる設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本設計方針</li> <li>・ 設備図書</li> <li>・ 設置変更許可時の設計結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>・ 原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> <li>・ 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面</li> </ul>	—

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連			インプット	アウトプット	他の記録類
		本店	発電所	供給者			
	21. 残留熱除去系に関する設計	◎	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>業務報告書</li> <li>適用規格</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> <li>クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書</li> <li>流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>
	22. 耐圧強化ベント系に関する設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る主配管の配置を明示した図面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>
	23. 低圧炉心スプレイ系に関する設計	◎	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> <li>構造図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>
	24. 代替水源移送系に関する設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>
	25. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系（高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。）に関する設計	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置</li> </ul>	—

各段階	プロセス（設計対象） 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2		組織内外の相互関係			インプット	アウトプット	他の記録類
			◎：主担当 ○：関連					
			本店	発電所	供給者			
3.3.3		26. 原子炉補機代替冷却水系に関する設計	◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計方針</li> <li>設備図書</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>を明示した図面</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> <li>要目表</li> <li>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面</li> <li>原子炉冷却系統施設に係る系統図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>
	(3)	設計のアウトプットに対する検証	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式—2～様式—8</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計アウトプット</li> </ul>
	(4)	設工認申請書の作成	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計1</li> <li>設計2</li> <li>工事の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設工認申請書案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画認可申請 申請書類の記載の適切性確認要領「適切性確認チェックシート」</li> </ul>
	(5)	設工認申請書の承認	◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>設工認申請書案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設工認申請書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設保安委員会議事録</li> </ul>
	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計資料</li> <li>業務報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式—8の「設備の具体的な設計結果」欄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> </ul>
工 事 及 び 検 査	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>工事の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事記録</li> </ul>	—
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式—8の「設工認設計結果（要目表／設計方針）」欄及び「設備の具体的な設計結果」欄</li> <li>工事の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式—8の「確認方法」欄</li> </ul>	—
	3.5.3	検査計画の管理	—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合性確認の検査計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査成績書</li> </ul>	—
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接部詳細一覧表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事記録</li> </ul>	—
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式—8の「確認方法」欄</li> <li>工事の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査要領書</li> </ul>	—
			—	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査要領書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査記録</li> </ul>	—
3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ	—	◎	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査記録</li> </ul>	—	

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
原子炉冷却材再循環設備	原子炉冷却材再循環設備	原子炉再循環系	ポンプ	原子炉再循環ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			主配管	原子炉压力容器～残留熱除去系原子炉停止時冷却モード吸込配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モード吸込配管分岐点～原子炉再循環ポンプ(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉再循環ポンプ(A)～残留熱除去系原子炉停止時冷却モードA系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モードA系注入配管合流点～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉压力容器～原子炉再循環ポンプ(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉再循環ポンプ(B)～残留熱除去系原子炉停止時冷却モードB系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モードB系注入配管合流点～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モード吸込配管分岐点～E11-F014A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				E11-F020A～残留熱除去系原子炉停止時冷却モードA系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				E11-F020B～残留熱除去系原子炉停止時冷却モードB系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉再循環ポンプ(B)入口配管分岐点～G31-F001	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却系統施設	容器	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	主蒸気流量制限器	主蒸気流量制限器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	安全弁及び逃がし弁	B21-F001A, C, E, H, J, L(主蒸気逃がし安全弁(A, C, E, H, J, L))	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001B, D, F, G, K(主蒸気逃がし安全弁(B, D, F, G, K))	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	主要弁	B21-F002A, B, C, D(主蒸気第一隔離弁(A), (B), (C), (D))	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F003A, B, C, D(主蒸気第二隔離弁(A), (B), (C), (D))	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	主配管	原子炉压力容器～B21-F001D分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001D分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-10A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		原子炉格納容器配管貫通部(X-10A)～主蒸気ヘッド	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001A分岐点～B21-F001A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001A～T-クエンチャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001B分岐点～B21-F001B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001B～T-クエンチャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		B21-F001C分岐点～B21-F001C	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
B21-F001C～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
B21-F001D分岐点～B21-F001D		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
B21-F001D～T-クエンチャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
原子炉压力容器～B21-F001F分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
原子炉冷却系統施設	原子炉冷却材の循環設備	主蒸気系	主配管	B21-F001F 分岐点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-10B)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-10B)～主蒸気ヘッダ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001E 分岐点～B21-F001E		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001E～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001F 分岐点～B21-F001F		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001F～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉圧力容器～B21-F001H 分岐点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001H 分岐点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-10C)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-10C)～主蒸気ヘッダ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001G 分岐点～B21-F001G		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001G～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001H 分岐点～B21-F001H		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001H～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉圧力容器～原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点～B21-F001L 分岐点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001L 分岐点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-10D)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-10D)～主蒸気ヘッダ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001J 分岐点～B21-F001J		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001J～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001K 分岐点～B21-F001K		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001K～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001L 分岐点～B21-F001L		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F001L～T-クエンチャ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				主蒸気ヘッダ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				主蒸気ヘッダ～主蒸気止め弁		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				主蒸気ヘッダ～タービンバイパス弁		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				タービンバイパス弁～タービンバイパス弁減圧管		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				主蒸気ヘッダ～原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン入口配管分岐点～N38-F023A, B 及び N38-F024A, B		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F023A～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ (A) 出口配管合流点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F023C～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ (C) 出口配管合流点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				B21-F023E～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ (E) 出口配管合流点		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		



発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
原子炉冷却系統施設	原子炉冷却材の循環設備	主蒸気系	主配管	B21-F023H～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(H)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F023J～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(J)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F023L～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(L)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(A)～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(C)～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(C)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(E)～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(E)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(H)～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(H)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(J)～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(J)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(L)～主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(L)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(A)出口配管合流点～B21-F001A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(C)出口配管合流点～B21-F001C	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(E)出口配管合流点～B21-F001E	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(H)出口配管合流点～B21-F001H	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(J)出口配管合流点～B21-F001J	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ(L)出口配管合流点～B21-F001L	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022A～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022B～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(B)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022C～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(C)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022D～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(D)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022E～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(E)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022F～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(F)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022G～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(G)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022H～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(H)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022J～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(J)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022K～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(K)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				B21-F022L～主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(L)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(A)～B21-F001A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(B)～B21-F001B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ(C)～B21-F001C	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	備考	
原子炉冷却系統施設	原子炉冷却材の循環設備	主蒸気系	主配管	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (D)～B21-F001D	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (E)～B21-F001E	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (F)～B21-F001F	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (G)～B21-F001G	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (H)～B21-F001H	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (J)～B21-F001J	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (K)～B21-F001K	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ (L)～B21-F001L	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		復水給水系	主要弁	B21-F052A, B(給水系第二隔離弁 (A), (B))	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				B21-F053A, B(給水系第一隔離弁 (A), (B))	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			主配管	復水浄化系(復水ろ過装置)～復水浄化系(復水脱塩装置)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				復水浄化系(復水脱塩装置)～高圧復水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				高圧復水ポンプ入口配管分岐点～N21-F045	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				制御棒駆動水圧系復水積算流量計用配管分岐点～N21-F041	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				高圧復水ポンプ～低圧第1 給水加熱器ドレン冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				低圧第1 給水加熱器ドレン冷却器～低圧第1 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				低圧第1 給水加熱器～低圧第2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				低圧第2 給水加熱器～低圧第3 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				低圧第3 給水加熱器～低圧第4 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				低圧第4 給水加熱器～電動機駆動原子炉給水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				給水ポンプ入口配管分岐点～タービン駆動原子炉給水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				タービン駆動原子炉給水ポンプ～給水ポンプ出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				電動機駆動原子炉給水ポンプ～高圧第1 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				高圧第1 給水加熱器～高圧第2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				高圧第2 給水加熱器～B21-F050A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				B21-F050A～原子炉冷却材浄化系 A 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				原子炉冷却材浄化系 A 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-12A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-12A)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				B21-F050B～原子炉冷却材浄化系 B 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				原子炉冷却材浄化系 B 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-12B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-12B)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
原子炉冷却系統施設	原子炉冷却材の循環設備	給水加熱器ドレンベント系	容器	低圧第 1 給水加熱器ドレンタンク		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			安全弁及び逃がし弁	N23-F020A, B(高圧第 2 給水加熱器(A), (B)胴体逃し弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				N23-F021A, B(高圧第 1 給水加熱器(A), (B)胴体逃し弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				N23-F055A, B(低圧第 4 給水加熱器(A), (B)胴体逃し弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				N23-F057A, B(低圧第 3 給水加熱器(A), (B)胴体逃し弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			主配管	N22-F022A, B~高圧第 2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				N22-F023A, B~高圧第 2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧第 2 給水加熱器~高圧第 1 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				N22-F024A, B~高圧第 1 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧第 1 給水加熱器~低圧第 4 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧第 4 給水加熱器~低圧第 3 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧第 3 給水加熱器~低圧第 2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧第 2 給水加熱器~低圧第 1 給水加熱器ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧第 1 給水加熱器~低圧第 1 給水加熱器ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧第 1 給水加熱器ドレンタンク~低圧第 1 給水加熱器ドレン冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧第 1 給水加熱器ドレン冷却器~復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				復水浄化系	主配管	復水給水系~復水ろ過装置復水ろ過器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
			復水ろ過装置復水ろ過器~復水給水系		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			復水給水系~復水脱塩装置復水脱塩塔		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			復水脱塩装置復水脱塩塔~復水給水系		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		抽気系	主配管	N36-F001A, B~高圧第 2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			N36-F003A, B~高圧第 1 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			N36-F006A, B~低圧第 4 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			N36-F009A, B~低圧第 3 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			低圧タービン~低圧第 2 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			低圧タービン~低圧第 1 給水加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			N36-F022A, B~原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン~N36-F024A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		残留熱除去設備	熱交換器	残留熱除去系熱交換器(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系熱交換器(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			ポンプ	残留熱除去系ポンプ(A), (B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系ポンプ(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			



発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
原子炉冷却系統施設	残留熱除去設備	残留熱除去系	ろ過装置	残留熱除去系ストレーナ(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系ストレーナ(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系ストレーナ(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			安全弁及び逃がし弁	E11-F048A(残留熱除去系 A 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F048B(残留熱除去系 B 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F048C(残留熱除去系 C 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F050A, B(残留熱除去系 A, B 系停止時冷却吸込隔離弁間逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F054A, B(残留熱除去系 A, B 系停止時冷却吸込ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主要弁	E11-F003A, B(残留熱除去系熱交換器(A), (B) バイパス弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F004A, B, C(残留熱除去系 A, B, C 系低圧注水系注入隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F005A, B, C(残留熱除去系 A, B, C 系低圧注水系注入試験可能逆止弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F008A, B(残留熱除去系熱交換器(A), (B) 出口弁)	I	○	○			
				E11-F010A, B(残留熱除去系 A, B 系格納容器スプレイ隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F011A, B(残留熱除去系 A, B 系サブプレッションチェンバススプレイ隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F012A, B(残留熱除去系 A, B 系試験用調整弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F015A, B(残留熱除去系 A, B 系停止時冷却吸込第一隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F016A, B(残留熱除去系 A, B 系停止時冷却吸込第二隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F018A, B(残留熱除去系 A, B 系停止時冷却注入隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F019A, B(残留熱除去系 A, B 系停止時冷却試験可能逆止弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F021(残留熱除去系ヘッドスプレイ注入隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F022(残留熱除去系ヘッドスプレイ注入逆止弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主配管	原子炉圧力容器～残留熱除去系原子炉停止時冷却モード吸込配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モード吸込配管分岐点～E11-F014A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F014A～原子炉格納容器配管貫通部(X-33A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-33A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-33A)～サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系ストレーナ(A)～原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)～サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点～代替循環冷却系吸込配管分岐点	I	○	○			
				残留熱除去系ポンプ(A)～代替循環冷却系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				代替循環冷却系注入配管合流点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点	I	○	○			

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
原子炉冷却系統施設	残留熱除去設備	残留熱除去系	主配管	残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				残留熱除去系熱交換器(A)～残留熱除去系熱交換器代替循環冷却系出口配管分岐点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				残留熱除去系熱交換器代替循環冷却系出口配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点～原子炉停止時冷却モードA系注入配管分岐点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉停止時冷却モードA系注入配管分岐点～ドライウェルスプレイ注入配管A系分岐点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				ドライウェルスプレイ注入配管A系分岐点～低圧代替注水系A系注入配管合流点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				低圧代替注水系A系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-31A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-31A)～原子炉压力容器						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉停止時冷却モードA系注入配管分岐点～サブプレッションプール水冷却モードA系戻り配管分岐点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				サブプレッションプール水冷却モードA系戻り配管分岐点～サブプレッションチェンバスプレイ注入配管A系分岐点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				サブプレッションチェンバスプレイ注入配管A系分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-32A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-32A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-32A)～E11-F020A						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				E11-F020A～残留熱除去系原子炉停止時冷却モードA系注入配管合流点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モードA系注入配管合流点～原子炉压力容器						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				ドライウェルスプレイ注入配管A系分岐点～原子炉格納容器代替スプレイ冷却系A系注入配管合流点	I	○	○			
				原子炉格納容器代替スプレイ冷却系A系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-30A)	I	○	○			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-30A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				ドライウェルスプレイ管						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				ドライウェルスプレイ管入口配管A系分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-37)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-37)～E11-F022						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				E11-F022～原子炉压力容器						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				サブプレッションプール水冷却モードA系戻り配管分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-215A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-215A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-215A)～サブプレッションプール水冷却配管A系開放端						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				サブプレッションチェンバスプレイ注入配管A系分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-213A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				原子炉格納容器配管貫通部(X-213A)						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				サブプレッションチェンバスプレイ管						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
				E11-F029A～残留熱除去系ポンプ(A)入口配管合流点						既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
						「7.3 設計開発」の適用有無		
原子炉冷却系統施設	残留熱除去設備	残留熱除去系	主配管	使用済燃料プール A 系入口配管分岐点~E11-F030A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				E11-F014B~原子炉格納容器配管貫通部 (X-33B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-33B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-33B)~サブプレッションチェンバ出口配管 B 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系ストレーナ (B)~原子炉格納容器配管貫通部 (X-214B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214B)~サブプレッションチェンバ出口配管 B 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				サブプレッションチェンバ出口配管 B 系合流点~残留熱除去系ポンプ (B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系ポンプ (B)~残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管分岐点~残留熱除去系熱交換器 (B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系熱交換器 (B)~残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管分岐点~残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管合流点~原子炉停止時冷却モード B 系注入配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉停止時冷却モード B 系注入配管分岐点~ドライウェルスプレイ注入配管 B 系分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				ドライウェルスプレイ注入配管 B 系分岐点~低圧代替注水系 B 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				低圧代替注水系 B 系注入配管合流点~原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)~原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉停止時冷却モード B 系注入配管分岐点~サブプレッションプール水冷却モード B 系戻り配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				サブプレッションプール水冷却モード B 系戻り配管分岐点~サブプレッションチェンバスプレイ注入配管 B 系分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				サブプレッションチェンバスプレイ注入配管 B 系分岐点~原子炉格納容器配管貫通部 (X-32B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-32B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-32B)~E11-F020B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				E11-F020B~残留熱除去系原子炉停止時冷却モード B 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系原子炉停止時冷却モード B 系注入配管合流点~原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				ドライウェルスプレイ注入配管 B 系分岐点~原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 B 系注入配管合流点	I	○	○	
				原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 B 系注入配管合流点~原子炉格納容器配管貫通部 (X-30B)	I	○	○	
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-30B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				サブプレッションチェンバスプレイ注入配管 B 系分岐点~原子炉格納容器配管貫通部 (X-213B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-213B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				サブプレッションプール水冷却モード B 系戻り配管分岐点~原子炉格納容器配管貫通部 (X-215B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
原子炉冷却系統施設	残留熱除去設備	残留熱除去系	主配管	原子炉格納容器配管貫通部 (X-215B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-215B)～サブプレッションプール冷却配管 B 系開放端	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E11-F029B～残留熱除去系ポンプ (B) 入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				使用済燃料プール B 系入口配管分岐点～E11-F030B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系ストレーナ (C)～原子炉格納容器配管貫通部 (X-214C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214C)～残留熱除去系ポンプ (C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系ポンプ (C)～原子炉格納容器配管貫通部 (X-31C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31C)～原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			ポンプ	大容量送水ポンプ(タイプ I)	I	○	○			
			安全弁及び逃がし弁	T63-F006(原子炉格納容器フィルタベント系排気ライン安全弁)	I	○	○			
			主要弁	T48-F019(ドライウエルベント用出口隔離弁)	I	○	○			
				T48-F022(サブプレッションチェンバベント用出口隔離弁)	I	○	○			
				T63-F001(原子炉格納容器フィルタベント系ベントライン隔離弁 (A))	I	○	○			
				T63-F002(原子炉格納容器フィルタベント系ベントライン隔離弁 (B))	I	○	○			
		主配管	原子炉格納容器配管貫通部 (X-230)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			原子炉格納容器配管貫通部 (X-230)～ドライウエル出口配管分岐点	I	○	○				
			原子炉格納容器配管貫通部 (X-81)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			原子炉格納容器配管貫通部 (X-81)～ドライウエル出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			サブプレッションチェンバ出口配管分岐点 3～フィルタ装置	I	○	○				
			フィルタ装置～フィルタ装置出口側ラプチャディスク	I	○	○				
			フィルタ装置出口側ラプチャディスク～排気管	I	○	○				
			フィルタ装置 (A)～フィルタ装置 (B)	I	○	○				
			フィルタ装置 (B)～フィルタ装置 (C)	I	○	○				
			フィルタ装置連結管	I	○	○				
			可搬型窒素ガス供給装置接続口 (屋外)～T48-F011 入口側合流点	I	○	○				
			可搬型窒素ガス供給装置接続口 (屋内)～ドライウエル窒素供給配管合流点	I	○	○				
			T48-F011 入口側合流点～T48-F002 出口側合流点	I	○	○				
			T48-F002 出口側合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-80)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			原子炉格納容器配管貫通部 (X-80)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			ドライウエル窒素供給配管分岐点 2～原子炉格納容器配管貫通部 (X-281)	I	○	○				
		原子炉格納容器配管貫通部 (X-281)	I	○	○					
		ドライウエル窒素供給配管分岐点 1～T48-F066	I	○	○					



発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
原子炉冷却系統施設	残留熱除去設備	原子炉格納容器フィルタベント系	主配管	T48-F066～フィルタ装置入口配管合流点	I	○	○			
				フィルタ装置水補給接続口(屋外)～フィルタ装置	I	○	○			
				フィルタ装置水補給接続口(屋内)～フィルタ装置	I	○	○			
				窒素供給用ホース(50A:5m)	I	○	○			
				窒素供給用ヘッダ	I	○	○			
				可搬型窒素ガス供給装置接続管	I	○	○			
				取水用ホース(250A:5m, 10m, 20m)	I	○	○			
				送水用ホース(300A:2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	I	○	○			
				注水用ヘッダ	I	○	○			
				送水用ホース(65A:20m)	I	○	○			
		耐圧強化ベント系	主配管	原子炉格納容器配管貫通部(X-230)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウエル出口配管分岐点	I	○	○			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-81)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-81)～ドライウエル出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				サブプレッションチェンバ出口配管分岐点2～T48-F044	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				T48-F044～非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点～排気筒	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	高圧炉心スプレイ系	ポンプ	高圧炉心スプレイ系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
				容器	復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	ろ過装置			高圧炉心スプレイ系ストレーナ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	安全弁及び逃がし弁			E22-F023(高圧炉心スプレイ系ポンプ吸込ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	主要弁			E22-F001(高圧炉心スプレイ系ポンプ復水貯蔵タンク吸込弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E22-F003(高圧炉心スプレイ系注入隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E22-F004(高圧炉心スプレイ系注入ライン試験可能逆止弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	主配管			復水貯蔵タンク～E22-F014	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			E22-F014～補給水よりの第一アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			補給水よりの第一アンカ～復水貯蔵タンク出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			復水貯蔵タンク出口配管分岐点～直流駆動低圧注水系ポンプ吸込配管分岐点	I	○	○				
			直流駆動低圧注水系ポンプ吸込配管分岐点～E22-F001	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			E22-F001～高圧炉心スプレイ系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			高圧炉心スプレイ系ストレーナ～原子炉格納容器配管貫通部(X-219)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			原子炉格納容器配管貫通部(X-219)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
原子炉冷却系統施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	高圧炉心スプレイ系	主配管	原子炉格納容器配管貫通部(X-219)～高圧炉心スプレイ系ポンプ入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				高圧炉心スプレイ系ポンプ～直流駆動低圧注水系ポンプ吐出配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				直流駆動低圧注水系ポンプ吐出配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-35)	I	○	○			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-35)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-35)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				復水貯蔵タンク出口配管分岐点～低圧代替注水系吸込配管分岐点	I	○	○			
				低圧代替注水系吸込配管分岐点～高圧代替注水系吸込配管分岐点	I	○	○			
				高圧代替注水系吸込配管分岐点～E51-F001	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			ポンプ	低圧炉心スプレイ系ポンプ	I	○	○			
			ろ過装置	低圧炉心スプレイ系ストレーナ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			安全弁及び逃がし弁	E21-F017(低圧炉心スプレイ系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主要弁	E21-F003(低圧炉心スプレイ系注入隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				E21-F004(低圧炉心スプレイ系注入ライン試験可能逆止弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主配管	低圧炉心スプレイ系ストレーナ～原子炉格納容器配管貫通部(X-217)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
		原子炉格納容器配管貫通部(X-217)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		原子炉格納容器配管貫通部(X-217)～低圧炉心スプレイ系ポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		低圧炉心スプレイ系ポンプ～原子炉格納容器配管貫通部(X-34)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		原子炉格納容器配管貫通部(X-34)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		原子炉格納容器配管貫通部(X-34)～原子炉压力容器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		高圧代替注水系	ポンプ	高圧代替注水系タービンポンプ	I	○	○			
			容器	復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主配管	原子炉压力容器～原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-36)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-36)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-36)～原子炉格納容器外側アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器外側アンカ～高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点	I	○	○			
				高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点～高圧代替注水系タービンポンプ	I	○	○			
				高圧代替注水系タービンポンプ～原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点	I	○	○			
				原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-222)	I	○	○			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-222)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉格納容器配管貫通部(X-222)～原子炉隔離時冷却系スパージャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			復水貯蔵タンク～E22-F014	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考		
原子炉冷却系統施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	高圧代替注水系	主配管	E22-F014～補給水よりの第一アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				補給水よりの第一アンカ～復水貯蔵タンク出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				復水貯蔵タンク出口配管分岐点～低圧代替注水系吸込配管分岐点	I	○	○					
				低圧代替注水系吸込配管分岐点～高圧代替注水系吸込配管分岐点	I	○	○					
				高圧代替注水系吸込配管分岐点～高圧代替注水系タービンポンプ	I	○	○					
				高圧代替注水系タービンポンプ～高圧代替注水系注入配管合流点	I	○	○					
				高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系 A 系注入配管合流点	I	○	○					
				原子炉冷却材浄化系 A 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-12A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-12A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-12A)～原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				ポンプ	原子炉隔離時冷却系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				容器	復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				安全弁及び逃がし弁	E51-F059(原子炉隔離時冷却系ポンプ吸込ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				主配管	原子炉圧力容器～原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
					原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-36)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
					原子炉格納容器配管貫通部 (X-36)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
					原子炉格納容器配管貫通部 (X-36)～原子炉格納容器外側アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
					原子炉格納容器外側アンカ～高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点	I	○	○				
					高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点～原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン～原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点	I		○	○						
		原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-222)	I		○	○						
		原子炉格納容器配管貫通部 (X-222)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		原子炉格納容器配管貫通部 (X-222)～原子炉隔離時冷却系スパーチャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		復水貯蔵タンク～E22-F014	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		E22-F014～補給水よりの第一アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		補給水よりの第一アンカ～復水貯蔵タンク出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		復水貯蔵タンク出口配管分岐点～低圧代替注水系吸込配管分岐点	I		○	○						
		低圧代替注水系吸込配管分岐点～高圧代替注水系吸込配管分岐点	I		○	○						
		高圧代替注水系吸込配管分岐点～E51-F001	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		E51-F001～原子炉隔離時冷却系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		原子炉隔離時冷却系ポンプ～原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		原子炉隔離時冷却系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系 B 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考		
原子炉冷却系統施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	原子炉隔離時冷却系	主配管	原子炉冷却材浄化系 B 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-12B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-12B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-12B)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		ポンプ	直流駆動低圧注水系ポンプ	I	○	○						
			復水移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
			大容量送水ポンプ(タイプ I)	I	○	○						
		容器	復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
			安全弁及び逃がし弁	E71-F010(直流駆動低圧注水系注入ライン逃がし弁)	I	○	○					
		E22-F023(高圧炉心スプレイ系ポンプ吸込ライン逃がし弁)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
		主配管	低圧代替注水系	復水貯蔵タンク～E22-F014	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				E22-F014～補給水よりの第一アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				補給水よりの第一アンカ～復水貯蔵タンク出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				復水貯蔵タンク出口配管分岐点～低圧代替注水系吸込配管分岐点	I	○	○					
				低圧代替注水系吸込配管分岐点～P13-F072	I	○	○					
				P13-F072～補給水系配管合流点	I	○	○					
				補給水系配管合流点～復水移送ポンプ	I	○	○					
				復水移送ポンプ～低圧代替注水系注入配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				低圧代替注水系注入配管分岐点～低圧代替注水系注入配管 B 系分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				低圧代替注水系注入配管 B 系分岐点～低圧代替注水系注入配管合流点 2	I	○	○					
				低圧代替注水系注入配管合流点 2～原子炉格納容器下部注水注入配管分岐点	I	○	○					
				原子炉格納容器下部注水注入配管分岐点～低圧代替注水系注入配管 A 系分岐点	I	○	○					
				低圧代替注水系注入配管 A 系分岐点～E11-F041	I	○	○					
				E11-F041～低圧代替注水系 A 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				低圧代替注水系 A 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-31A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31A)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				低圧代替注水系注入配管 B 系分岐点～E11-F026B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				E11-F026B～低圧代替注水系 B 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
				低圧代替注水系 B 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
		原子炉・格納容器下部注水接続口(北)～低圧代替注水系注入配管 A 系分岐点	I	○	○							



発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
						品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	
原子炉冷却系統施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	低圧代替注水系	主配管	原子炉・格納容器下部注水接続口(東)～低圧代替注水系注入配管合流点 1	I	○	○	
				復水貯蔵タンク出口配管分岐点～直流駆動低圧注水系ポンプ吸込配管分岐点	I	○	○	
				直流駆動低圧注水系ポンプ吸込配管分岐点～直流駆動低圧注水系ポンプ	I	○	○	
				直流駆動低圧注水系ポンプ～直流駆動低圧注水系ポンプ吐出配管合流点	I	○	○	
				直流駆動低圧注水系ポンプ吐出配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-35)	I	○	○	
				原子炉格納容器配管貫通部(X-35)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-35)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				取水用ホース(250A : 5m, 10m, 20m)	I	○	○	
				送水用ホース(300A : 2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	I	○	○	
				注水用ヘッダ	I	○	○	
				送水用ホース(150A : 1m, 2m, 5m, 10m, 20m)	I	○	○	
				ポンプ	代替循環冷却ポンプ	I	○	○
		ろ過装置	残留熱除去系ストレーナ(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		安全弁及び逃がし弁	E11-F048A(残留熱除去系 A 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			E11-F084(代替循環冷却ポンプ吐出ライン逃がし弁)	I	○	○		
			E11-F085(代替循環冷却ポンプ吸込ライン逃がし弁)	I	○	○		
		主配管	残留熱除去系ストレーナ(A)～原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)～サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点～代替循環冷却系吸込配管分岐点	I	○	○		
			代替循環冷却系吸込配管分岐点～代替循環冷却ポンプ	I	○	○		
			代替循環冷却ポンプ～代替循環冷却系注入配管合流点	I	○	○		
			代替循環冷却系注入配管合流点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点	I	○	○		
			残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器(A)～残留熱除去系熱交換器代替循環冷却系出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器代替循環冷却系出口配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点～原子炉停止時冷却モード A 系注入配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉停止時冷却モード A 系注入配管分岐点～ドライウェルスプレイ注入配管 A 系分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			ドライウェルスプレイ注入配管 A 系分岐点～低圧代替注水系 A 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			低圧代替注水系 A 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-31A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉格納容器配管貫通部(X-31A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		原子炉格納容器配管貫通部(X-31A)～原子炉压力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
						品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	
原子炉冷却系統施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	ほう酸水注入系	ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			容器	ほう酸水注入系貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			安全弁及び逃がし弁	C41-F003A, B(ほう酸水注入系ポンプ(A), (B)吐出ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				C41-F022(ほう酸水注入系ポンプ吸込ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			主配管	ほう酸水注入系貯蔵タンク～ほう酸水注入系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				ほう酸水注入系ポンプ～原子炉格納容器配管貫通部(X-22)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-22)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-22)～差圧検出・ほう酸水注入系配管(ティーより N11 ノズルまでの外管)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			ポンプ	残留熱除去系ポンプ(A), (B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				残留熱除去系ポンプ(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				ろ過装置	残留熱除去系ストレーナ(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			ろ過装置	残留熱除去系ストレーナ(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		残留熱除去系ストレーナ(C)		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		安全弁及び逃がし弁		E11-F048A(残留熱除去系 A 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			E11-F048B(残留熱除去系 B 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			E11-F048C(残留熱除去系 C 系注入ライン逃がし弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		主配管	残留熱除去系ストレーナ(A)～原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉格納容器配管貫通部(X-214A)～サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			サブプレッションチェンバ出口配管 A 系合流点～代替循環冷却系吸込配管分岐点	I	○	○		
			代替循環冷却系吸込配管分岐点～残留熱除去系ポンプ(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系ポンプ(A)～代替循環冷却系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			代替循環冷却系注入配管合流点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点	I	○	○		
			残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器(A)～残留熱除去系熱交換器代替循環冷却系出口配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器代替循環冷却系出口配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			残留熱除去系熱交換器(A)バイパス配管合流点～原子炉停止時冷却モード A 系注入配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			原子炉停止時冷却モード A 系注入配管分岐点～ドライウェルスプレイ注入配管 A 系分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			ドライウェルスプレイ注入配管 A 系分岐点～低圧代替注水系 A 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			低圧代替注水系 A 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-31A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考	
原子炉冷却系統施設	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	残留熱除去系	主配管	原子炉格納容器配管貫通部 (X-31A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31A)～原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系ストレーナ (B)～原子炉格納容器配管貫通部 (X-214B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214B)～サブプレッションチェンバ出口配管 B 系合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				サブプレッションチェンバ出口配管 B 系合流点～残留熱除去系ポンプ (B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系ポンプ (B)～残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器 (B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系熱交換器 (B)～残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管分岐点～残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系熱交換器 (B) バイパス配管合流点～原子炉停止時冷却モード B 系注入配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉停止時冷却モード B 系注入配管分岐点～ドライウェルスプレイ注入配管 B 系分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				ドライウェルスプレイ注入配管 B 系分岐点～低圧代替注水系 B 系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				低圧代替注水系 B 系注入配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31B)～原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系ストレーナ (C)～原子炉格納容器配管貫通部 (X-214C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-214C)～残留熱除去系ポンプ (C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系ポンプ (C)～原子炉格納容器配管貫通部 (X-31C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部 (X-31C)～原子炉圧力容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備	ポンプ	代替水源移送系	大容量送水ポンプ(タイプ I)	I	○	○	
							大容量送水ポンプ(タイプ II)	I	○	○	複数回に分けて調達しており、調達内容により、グレードが異なるため、最も上位のグレードを記載。
	主配管	復水貯蔵タンク接続口～復水貯蔵タンク純水入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
		復水貯蔵タンク純水入口配管合流点～復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								
		取水用ホース (250A : 5m, 10m, 20m)	I		○	○					
		送水用ホース (300A : 2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	I		○	○					
	注水用ヘッダ	I	○	○							
	送水用ホース (150A : 1m, 2m, 5m, 10m, 20m)	I	○	○							

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考	
原子炉冷却系統施設	原子炉冷却材補給設備	原子炉隔離時冷却系	ポンプ	原子炉隔離時冷却系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			主要弁	E51-F007(原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気ライン第一隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				E51-F008(原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気ライン第二隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
			主配管	原子炉隔離時冷却系蒸気配管分岐点～原子炉格納容器配管貫通部(X-36)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部(X-36)～原子炉格納容器外側アンカ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器外側アンカ～高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点	I	○	○				
				高圧代替注水系蒸気入口配管分岐点～原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン～原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点	I	○	○				
				原子炉隔離時冷却系タービン排気配管合流点～原子炉格納容器配管貫通部(X-222)	I	○	○				
				原子炉格納容器配管貫通部(X-222)～原子炉隔離時冷却系スパージャ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				E51-F001～原子炉隔離時冷却系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉隔離時冷却系サブプレッションチェンバ内ストレーナ～原子炉格納容器配管貫通部(X-221)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉格納容器配管貫通部(X-221)～原子炉隔離時冷却系ポンプ入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉隔離時冷却系ポンプ～原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				補給水系	ポンプ	復水移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			容器		復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					復水貯蔵タンク～E22-F014	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主配管		復水貯蔵タンク～補給水系配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					補給水系配管合流点～復水移送ポンプ	I	○	○			
					復水移送ポンプ～低圧代替注水系注入配管分岐点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
					低圧代替注水系注入配管分岐点～N21-F100	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
	復水移送ポンプ入口配管分岐点～P13-F010	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
	P13-F035～復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
	N21-F041～復水貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
	原子炉補機冷却設備	熱交換器	原子炉補機冷却水系熱交換器(A),(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			原子炉補機冷却水系熱交換器(B),(D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ(A),(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			原子炉補機冷却水ポンプ(B),(D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			原子炉補機冷却海水ポンプ(A),(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			原子炉補機冷却海水ポンプ(B),(D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
		容器	原子炉補機冷却水サージタンク(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
			原子炉補機冷却水サージタンク(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							



発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無		保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）	ろ過装置	原子炉補機冷却海水系ストレーナ(A), (C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却海水系ストレーナ(B), (D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
			主配管	原子炉補機冷却水サージタンク(A)～原子炉補機冷却水サージタンク(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水サージタンク(A)出口配管合流点～原子炉補機冷却水ポンプ(A), (C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水ポンプ(A), (C)～原子炉補機冷却水系熱交換器(A), (C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水系熱交換器(A), (C)～残留熱除去系熱交換器(A)入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				残留熱除去系熱交換器(A)入口配管合流点～残留熱除去系熱交換器(A)	I	○	○			
				残留熱除去系熱交換器(A)～残留熱除去系熱交換器(A)出口配管分岐点	I	○	○			
				残留熱除去系熱交換器(A)出口配管分岐点～原子炉補機冷却水サージタンク(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水系熱交換器(A), (C)出口配管分岐点2～非常用ディーゼル発電設備(A)機関付空気冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				非常用ディーゼル発電設備(A)機関付空気冷却器～非常用ディーゼル発電設備(A)潤滑油冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				非常用ディーゼル発電設備(A)潤滑油冷却器～非常用ディーゼル発電設備(A)清水冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				非常用ディーゼル発電設備(A)清水冷却器～原子炉補機冷却水ポンプ(A), (C)入口配管合流点2	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水系熱交換器(A), (C)出口配管分岐点3～燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)入口配管合流点～燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)	I	○	○			
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)～原子炉補機冷却水ポンプ(A), (C)入口配管合流点1	I	○	○			
				原子炉補機冷却水系熱交換器(A), (C)出口配管分岐点1～P42-F091A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				P42-F091A～原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(A)連絡管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(A)～P42-F092A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(A)入口配管分岐点～床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				床ドレン・化学廃液蒸発濃縮装置復水器～原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				P42-F092A～原子炉補機冷却水ポンプ(A), (C)入口配管合流点3	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水サージタンク(B)～原子炉補機冷却水サージタンク(B)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水サージタンク(B)出口配管合流点～原子炉補機冷却水ポンプ(D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水ポンプ(B)入口配管分岐点～原子炉補機冷却水ポンプ(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水ポンプ(B), (D)～原子炉補機冷却水系熱交換器(B), (D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。					
				原子炉補機冷却水系熱交換器(B), (D)～残留熱除去系熱交換器(B)入口配管合流点	I	○	○			
				残留熱除去系熱交換器(B)入口配管合流点～残留熱除去系熱交換器(B)	I	○	○			

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	主配管	残留熱除去系熱交換器(B)～残留熱除去系熱交換器(B) 出口配管分岐点	I	○	○	
				残留熱除去系熱交換器(B) 出口配管分岐点～原子炉補機冷却水サージタンク(B) 出口配管合流点	I	○	○	
				原子炉補機冷却水系熱交換器(B), (D) 出口配管分岐点 2～非常用ディーゼル発電設備(B) 機関付空気冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				非常用ディーゼル発電設備(B) 機関付空気冷却器～非常用ディーゼル発電設備(B) 潤滑油冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				非常用ディーゼル発電設備(B) 潤滑油冷却器～非常用ディーゼル発電設備(B) 清水冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				非常用ディーゼル発電設備(B) 清水冷却器～原子炉補機冷却水ポンプ(B), (D) 入口配管合流点 2	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却水系熱交換器(B), (D) 出口配管分岐点 3～燃料プール冷却浄化系熱交換器(B) 入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(B) 入口配管合流点～燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)	I	○	○	
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)～原子炉補機冷却水ポンプ(B), (D) 入口配管合流点 1	I	○	○	
				原子炉補機冷却水系熱交換器(B), (D) 出口配管分岐点 1～P42-F091B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				P42-F091B～原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(B) 連絡管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(B)～P42-F092B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(B) 入口配管分岐点～排ガス復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				排ガス復水器～原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器(B) 出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				P42-F092B～原子炉補機冷却水ポンプ(B), (D) 入口配管合流点 3	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水ポンプ(A)～原子炉補機冷却海水系ストレーナ(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水系ストレーナ(A)～原子炉補機冷却水系熱交換器(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却水系熱交換器(A)～放水槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水ポンプ(C)～原子炉補機冷却海水系ストレーナ(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水系ストレーナ(C)～原子炉補機冷却水系熱交換器(C)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却水系熱交換器(C)～放水槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水ポンプ(A) 出口配管分岐点～原子炉補機冷却海水ポンプ(C) 出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水ポンプ(B)～原子炉補機冷却海水系ストレーナ(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水系ストレーナ(B)～原子炉補機冷却水系熱交換器(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却水系熱交換器(B)～放水槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水ポンプ(D)～原子炉補機冷却海水系ストレーナ(D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水系ストレーナ(D)～原子炉補機冷却水系熱交換器(D)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
						品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	
原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却設備	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	主配管	原子炉補機冷却水系熱交換器(D)～放水槽	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却海水ポンプ(B)出口配管分岐点～原子炉補機冷却海水ポンプ(D)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		高圧炉心スプレィ補機冷却水系(高圧炉心スプレィ補機冷却海水系を含む。)	熱交換器	高圧炉心スプレィ補機冷却水系熱交換器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				ポンプ	高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			容器	高圧炉心スプレィ補機冷却水サージタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			ろ過装置	高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			主配管	高圧炉心スプレィ補機冷却水サージタンク～高圧炉心スプレィ補機冷却水サージタンク出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備清水冷却器～高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ～高圧炉心スプレィ補機冷却水系熱交換器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧炉心スプレィ補機冷却水系熱交換器～高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備発電機軸受潤滑油冷却器, 潤滑油冷却器, 機関付空気冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備機関付空気冷却器, 潤滑油冷却器, 発電機軸受潤滑油冷却器～高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備清水冷却器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ～高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		高圧炉心スプレィ補機冷却海水系ストレーナ～高圧炉心スプレィ補機冷却水系熱交換器		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		高圧炉心スプレィ補機冷却水系熱交換器～放水槽		既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		原子炉補機代替冷却水系	熱交換器	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(熱交換器)	I	○	○	
				ポンプ	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)	I	○	○
			大容量送水ポンプ(タイプI)		I	○	○	
			容器	原子炉補機冷却水サージタンク(A)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉補機冷却水サージタンク(B)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			ろ過装置	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ストレーナ)	I	○	○	
			主配管	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口(残留熱除去系供給)(北)～残留熱除去系熱交換器(A)入口配管合流点	I	○	○	
				原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口(屋内)(残留熱除去系供給)～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口(屋内)(残留熱除去系供給)合流点	I	○	○	
				残留熱除去系熱交換器(A)入口配管合流点～残留熱除去系熱交換器(A)	I	○	○	
				残留熱除去系熱交換器(A)～残留熱除去系熱交換器(A)出口配管分岐点	I	○	○	
		残留熱除去系熱交換器(A)出口配管分岐点～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口(残留熱除去系戻り)(北)		I	○	○		

発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考			
原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却設備	原子炉補機代替冷却水系	主配管	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（屋内）（残留熱除去系戻り）分岐点～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（屋内）（残留熱除去系戻り）	I	○	○				
				原子炉補機冷却水サージタンク(A)～原子炉補機冷却水サージタンク(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系熱交換器(A)出口配管分岐点～原子炉補機冷却水サージタンク(A)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（燃料プール冷却浄化系供給）（北）～燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)入口配管合流点	I	○	○				
				原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（屋内）（燃料プール冷却浄化系供給）～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（屋内）（燃料プール冷却浄化系供給）合流点	I	○	○				
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)入口配管合流点～燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)	I	○	○				
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)～原子炉補機冷却水ポンプ(A),(C)入口配管合流点1	I	○	○				
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(A)出口配管分岐点～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（燃料プール冷却浄化系戻り）（北）	I	○	○				
				原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（屋内）（燃料プール冷却浄化系戻り）分岐点～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（屋内）（燃料プール冷却浄化系戻り）	I	○	○				
				原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（残留熱除去系供給）（西）～残留熱除去系熱交換器(B)入口配管合流点	I	○	○				
				残留熱除去系熱交換器(B)入口配管合流点～残留熱除去系熱交換器(B)	I	○	○				
				残留熱除去系熱交換器(B)～残留熱除去系熱交換器(B)出口配管分岐点	I	○	○				
				残留熱除去系熱交換器(B)出口配管分岐点～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（残留熱除去系戻り）（西）	I	○	○				
				原子炉補機冷却水サージタンク(B)～原子炉補機冷却水サージタンク(B)出口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
				残留熱除去系熱交換器(B)出口配管分岐点～原子炉補機冷却水サージタンク(B)出口配管合流点	I	○	○				
				原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（燃料プール冷却浄化系供給）（西）～燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)入口配管合流点	I	○	○				
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)入口配管合流点～燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)	I	○	○				
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)～原子炉補機冷却水ポンプ(B),(D)入口配管合流点1	I	○	○				
				燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)出口配管分岐点～原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット接続口（燃料プール冷却浄化系戻り）（西）	I	○	○				
				取水用ホース(250A:5m, 10m, 20m)	I	○	○				
				送水用ホース(300A:2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	I	○	○				
				耐熱ホース(300A:2m, 5m, 10m)	I	○	○				
				除熱用ヘッダ	I	○	○				
				耐熱ホース(201A:5m, 10m)	I	○	○				
				原子炉冷却材浄化設備	原子炉冷却材浄化系	主要弁	G31-F002(原子炉冷却材浄化系入口ライン第一隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
							G31-F003(原子炉冷却材浄化系入口ライン第二隔離弁)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			



発電用原子炉施設の種別	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無		備考
						品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	
原子炉冷却系統施設	原子炉冷却材浄化設備	原子炉冷却材浄化系	主配管	原子炉压力容器～原子炉冷却材浄化系再生熱交換器入口配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				G31-F001～原子炉格納容器配管貫通部(X-50)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉格納容器配管貫通部(X-50)～原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系再生熱交換器連絡管(管側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系再生熱交換器～原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器連絡管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器～原子炉冷却材浄化系ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系ポンプ～原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器～原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系再生熱交換器連絡管(胴側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉冷却材浄化系再生熱交換器～G31-F022	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				G31-F022～高圧代替注水系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				高圧代替注水系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系A系注入配管合流点	I	○	○	
				原子炉冷却材浄化系再生熱交換器(胴側)出口配管分岐点～原子炉隔離時冷却系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				原子炉隔離時冷却系注入配管合流点～原子炉冷却材浄化系B系注入配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置	—*	—*	ドライウェル送風機冷却コイルドレン流量	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			ドライウェル床ドレンサンプ水位	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分	機器名	グレード	保安規定	保安規定	備考	
						品質マネジメントシステム計画「7.3 設計開発」の適用有無	品質マネジメントシステム計画「7.4 調達」の適用有無		
原子炉冷却系統施設	蒸気タービン本体	—*	車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸並びに管	—*	蒸気加減弁～高圧タービン	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					高圧タービン～湿分離加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分離加熱器～組合せ中間弁及び N31-F005	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					組合せ中間弁～低圧タービン	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					高圧タービン第 3 段抽気出口～N36-F012A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					高圧タービン第 5 段抽気出口～N36-F001A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					クロスアラウンド管分岐点 1～N36-F003A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					低圧タービン第 10 段抽気出口～N36-F006A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					低圧タービン第 11 段抽気出口～N36-F009A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			調速装置及び非常用調速装置並びに調速装置で制御される主要弁	—*	主蒸気止め弁	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					蒸気加減弁	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					組合せ中間弁	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			復水器	復水器	復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			蒸気タービンの附属設備	—*	熱交換器(湿分離器を含む。)	熱交換器	湿分離加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
							N38-F023A, B～湿分離加熱器第 2 段加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				タービン補助蒸気系	管等	主配管	N38-F024A, B～湿分離加熱器第 2 段加熱器蒸気管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
	N36-F012A, B～湿分離加熱器第 1 段加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							
	抽気系	管等		主配管	クロスアラウンド管分岐点 2～N36-F022A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					N36-F024A, B～復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					グラント蒸気復水器～グラント蒸気排風機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	タービングラント蒸気系	管等		主配管	グラント蒸気排風機～N33-F152A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					復水器～蒸気式空気抽出器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	復水器空気抽出系	管等		主配管	蒸気式空気抽出器～N21-F155A, B 及び N21-F156	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					復水器～低圧復水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	復水給水系	管等		主配管	低圧復水ポンプ～蒸気式空気抽出器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					蒸気式空気抽出器～グラント蒸気復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					グラント蒸気復水器～復水浄化系(復水ろ過装置)及び復水浄化系(復水脱塩装置)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

発電用原子炉施設の種類	設備区分	系統	機器区分		機器名	グレード	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用有無	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.4 調達」の適用有無	備考
			管等	主配管					
原子炉冷却系統施設	蒸気タービンの附属設備	給水加熱器ドレンベント系	管等	主配管	湿分分離加熱器第2段加熱器～湿分分離加熱器第2段加熱器ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分分離加熱器第2段加熱器ドレンタンク～N22-F022A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分分離加熱器第1段加熱器～湿分分離加熱器第1段加熱器ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分分離加熱器第1段加熱器ドレンタンク～N22-F023A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分分離加熱器～湿分分離ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分分離ドレンタンク～N22-F024A, B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		—*	管等	蒸気だめ、ドレンタンク	湿分分離加熱器第1段加熱器ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					湿分分離加熱器第2段加熱器ドレンタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

注記\*：「—」は、該当する系統が存在しない場合、又は実用炉規則別表第二を細分化した際に、該当する設備区分若しくは機器区分名称が存在しない場合を示す。